

「(仮称)八王子市男女共同参画社会の実現を目指す条例」の素案について
令和4年(2022年)4月26日までに寄せられた件数及び概要

1 提出状況

- (1) 提出者数 5名(郵送 0名、FAX 0名、電子メール 4名、窓口提出 1名)
(2) 意見数 35件

【意見概要】

名称について		
	○ 男女という限られた括りで語る条例ではなく、八王子市民や八王子市で生活する人々等に名称を変更するべきである。	1件
	○ 「男女平等条例」、「男女平等参画条例」、「ジェンダー平等条例」、「女性と男性及び多様な性の平等参画条例」に名称を変更してほしい。 ・SDGsでジェンダー平等が掲げられて世界の大きな流れがあるため。 ・男女共同参画は男女平等社会の実現のプロセスであり、目指すべきは男女平等社会にあるため。	5件
	○ 条例名から「目指す」という文言を削除してほしい。 ・男女共同参画は男女平等の手段あるいはその過程であり、目指す姿は男女平等であるため。 ・「実現する」ではなく、その手前の「目指す」という言葉は一步も二歩も引いた印象を受けるため。	2件
前文について		
	○ 日本国憲法にある個人の尊重と法の下での平等を基本とする条例となることを切望する。	1件
	○ ジェンダー平等ということを明らかにするためにも「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約」について記載してほしい。	1件
	○ 社会慣行が残っているのはジェンダーに基づく性差別であって「無意識の思い込み」ではない。男女平等が進まないことについて個人を責めるようにも取れるため、「無意識の思い込み」を削除し、ジェンダーに基づく性差別、暴力、女性の貧困等の記載をしてほしい。	1件

用語の定義について		
	○ 事業者以外の団体すべてが対象であるため、「地域活動団体」を「その他の団体」に変更してほしい。	1 件
	○ 誰をも対象にしており、男女の性区分がグラデーションであることから、性指向や性自認といったような多様な性についての規定も追加してほしい。	1 件
	○ 子どものころからの意識醸成が重要であるならば、メディアリテラシーの定義を追加してほしい。	1 件
	○ 条例で取り扱う用語で施策に関係するものが少ないため、リプロダクティブヘルス、セクシャルライツといった具体的に施策に関連する用語を追加すべきである。	1 件
	○ ジェンダー平等は 2021 年の新語・流行語大賞トップ 10 に入っており、メディアでも広く使われている文言なので、ジェンダーの定義を追加すべきである。	1 件
	○ 無意識の思い込みの定義で、「脳に刻み込まれ」という表現は非科学的であり、条例の文言に不適切であることから削除すべきである。	1 件
市の責務について		
	○ 市の自覚が最も重要な推進力になることから、「市は基本理念にのっとり施策を策定し実施する責務を有する」と明確にしてほしい。	1 件
教育関係者の責務について		
	○ 市の施策への協力だけでなく教育関係者の男女平等社会実現への意識変革を促す文脈にしてほしい。	1 件
活動に対する支援について		
	○ 市の施策を進める上で市民活動への支援は重要であるなか具体的なイメージが条文から見えない。	1 件
体制の整備について		
	○ 男女共同参画センターを条例に位置付けてほしい。	1 件
	○ 市民が活動するための拠点施設であることがわかるような文言としてほしい。	1 件
	○ 人の配置や財源など具体的な記載が必要である。	2 件

男女共同参画審議会について		
	○ 自律的な組織にするためにも審議会の所掌事項、組織及び運営、権能などを条例に書き込むべきである。	2 件
	○ 市長に意見を述べるができること、関係機関等への協力要請といった具体的な所掌事項を明記してほしい。	1 件
推進計画について		
	○ 基本理念に書かれていることを具体的に何を重点として取り組むのかを推進計画に記載が必要。そうでないと評価する基準が不明確になってしまう。	1 件
相談申出について		
	○ 市長の努力義務のような書き方であるため、申出に積極的に対応する窓口を条例にはっきりと示してほしい。	1 件
苦情申出について		
	○ 苦情申し出窓口の設置について明記してほしい。	2 件
	○ 苦情処理委員会の設置を明記してほしい。	1 件
	○ 苦情処理機関の組織、所掌事項、権能等、苦情の申し出の範囲を条例に明記すべきである。	2 件
全体について		
	○ 「市長は・・・することとします」の表現は責務なのか権限なのか曖昧になっている。明確に表現すべきである。	1 件